

## こどもエコクラブ環境活動支援事業実施要領

秋田県生活環境部温暖化対策課

### (目的)

第1条 秋田県内のこどもエコクラブのうち、支援対象として指定したクラブ（以下「支援クラブ」という。）の環境活動を支援することにより、次世代を担う子どもたちの環境に対する意識の向上及び地域における環境活動の活性化を図ることを目的とする。

### (主催)

第2条 主催は秋田県（以下「県」という。）とする。ただし、物品提供等の一部の事務については、秋田県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が行う。

### (実施方法)

- 第3条 県は、県内のこどもエコクラブの代表者に対し、支援クラブの募集を行う。
- 2 本事業の対象は、秋田県内に所在するこどもエコクラブとする。
  - 3 支援クラブは、全県で年間5クラブ程度とする。
  - 4 応募したクラブが多数の場合は、過去に本事業の支援を受けた実績のないクラブを優先し、地区や活動形態のバランス等を考慮して決定する。
  - 5 県は、支援クラブに指定した団体に通知するものとする。

### (支援対象となる環境活動)

第4条 支援対象となる環境活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然環境・エネルギーに関する学習や活動  
身近な自然の調査、生きものの保護、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの学習など
- (2) 地域特色を生かした独自の活動  
地域の環境美化、水質、土壌又は大気などの環境調査、地元の環境課題解決に向けた取組など
- (3) 地球温暖化を防ぐ取組  
家庭や地域で取り組むエコライフの実践、温暖化対策のアイデア研究など
- (4) ごみ減量・プラスチック対策の取組  
海岸や河川の漂着物調査、マイクロプラスチック問題の学習、リサイクル活動など

(器具等の提供)

第5条 県は、子どもたちの環境活動がより充実したものとなるよう、活動に必要な器具等を、予算の範囲内で支援クラブに提供する。

2 支援クラブは、県が通知する指定通知と併せて送付する提供希望器具等一覧表を参考に器具等を選定する。なお、選定に当たっては、教材カタログの写し又は当該器具等が確認できるウェブページの URL 等を添付するものとする。

3 提供限度額は、1クラブ当たり税込2万円程度とする。

4 器具等の提供に関する事務は、センターが行う。

(報告)

第6条 支援クラブは、年内の活動内容を報告書（本文200字程度と写真2枚程度）として作成し、1月下旬までに県温暖化対策課へ提出する。

2 県は、ウェブページ等へ掲載することにより、環境活動の普及及び啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月2日から施行する。